

本号で公布された条例のあらまし

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（財政課）

一 趣旨

議会の議決に付すべき契約に係る予定価格の金額を改定するための改正

二 内容

議会の議決に付さなければならない工事又は製造の請負の契約の予定価格の改定
八億円以上

三 施行期日

公布の日